

[論点]

災害乗り越える「知恵の備蓄」：岡本正氏

論点

災害乗り越える「知恵の備蓄」



おかもと まさひろ
岡本 正氏
弁護士。法学博士。岩手大地域
防災研究センター客員教授。慶応
大と青山学院大の非常勤講師。著
書「災害復興法学」など。40歳。

近年災害が相次いでおり、事前の備えは欠かせない。政府によると、首都直下地震が起きれば60万棟以上、南海トラフ地震で200万棟以上の住宅に全壊や焼失の被害が生じる。住宅の耐震性の確保や、個人でも1週間の物資や食料の備蓄が推奨されている。

しかし、備えとは物資など「モノ」の備蓄ばかりではない。被災後の生活再建の道筋を描くために、法律や制度を知っておくことも重要だ。いわば「知恵の備蓄」が必要になるのだ。

大災害により、住まいや仕事を失い、生活に困窮し、住宅ローンの返済が困難になる。「何もかも失いどうする」は被災者の申請によ

すればよいのかわからない。生活の先行きへの深刻な悩みは、被災者を経済的、精神的に追い詰める。このとき一筋の希望の光となるのは、生活再建のための法律や制度だ。

まずは被災者の申請により、住宅の全半壊といった被害認定を記した「罹災証明書」が、市区町村から発行されることを頭に入れておきたい。証明書は多くの支援制度を利用する際に必要で、再建への第一歩となるものだ。

収入など一定の条件を満たせば、災害で支払い困難となった住宅ローンなどが減免される「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という制度がある。この制度を事前に知っていれば、

り、住宅の全半壊といった被害認定を記した「罹災証明書」が、市区町村から発行されることを頭に入れておきたい。証明書は多くの支援制度を利用する際に必要で、再建への第一歩となるものだ。

被災者は速やかに金融機関などの窓口相談できる。自宅が全壊した世帯などには「被災者生活再建支援金」が支払われる。この知識があれば、支援金申請に関する国や自治体の情報を確実に受け止められる。

知恵の備蓄の重要性を訴えるようになったのは、「災害復興法学」という分野を創設したことに由来する。2011年の東日本大震災直後から1年間、日本弁護士連合会に集まった累計4万件以上の被災者無料法律相談事例を分析し、復興政策の提言と実現に関わった。この経験から、生活再

建に利用できる法制度を被災者へ確実に周知することにも、不十分な法制度を改善する活動を行う新たな学問が必要だと考え、災害復興法学を起した。

学校教育、図書館や公民館での生涯学習などを通じて、生活再建のための法律や制度を学び、国民の教養として身に付けてほしい。企業や行政機関の職員研修として実施することで、事業継続計画（BCP）の実効性を高める効果も期待できる。自ら法制度に関する情報を得て、生活再建への見通しを立てられる人材が育つことは、事業継続を一

層確実にし、レジリエント（強靱）な組織づくりにつながる。

生活再建に関する法制度をわかりやすく学べるツール（道具）も必要だ。わたしは、主な制度をイラスト入りで解説するパンフレット「被災後の生活再建のてびき」や、支援制度とその解説が表面にプリントされた書類ケース「生活のソナエ袋」などの新しい防災用品を考案した。普段の生活の中で、学びの機会を増やしたいと考えたからだ。これからの防災教育では、知恵の備蓄の重要性も強調されることを願う。